

第7章 計画の実現に向けて

7-1 市民や関係機関・団体等との連携の推進

緑のまちづくりを推進するには、市民や事業者といった民の連携が重要です。民による緑のまちづくりをサポートするとともに、行政の取組にも積極的に民が関わるように計画を推進していきます。

また、行政間の連携として、国や都との連携を強化していきます。とくに本市は都立公園や国が管理する河川等による緑が多いため、これらの緑と連携し、活用を図っていくまちづくりを進めています。

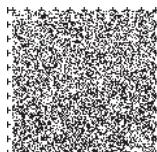
7-2 庁内連携の推進

緑のまちづくりの取組は多分野にわたるものであり、分野横断的な連携が不可欠です。そのため関連部局と施策内容等の調整を行うなど情報共有や連携を強化し、必要に応じて対応の協議や、合同で計画の進捗の確認や振り返り等をしながら、着実な計画推進を目指します。

また、緑の施策推進に関わる職員については、専門的な知識の習得や技術研鑽等に努める機会を増やし、より適切に緑の保全・管理・整備に従事することができるよう図ります。

7-3 施策の推進のための財源確保

持続的に緑のまちづくりの取組を進めていくために、財源確保のための取組を推進します。「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」の運用や社会資本整備総合交付金（緑地環境整備総合支援事業）の活用、生産緑地買取・活用支援事業基金や東京都都市緑化基金（公益財団法人東京都公園協会）の活用、指定管理者制度等による民間委託の推進、PPP・PFI等による民間活力の活用等、事業者や市民との連携・協働により、持続的な緑のまちづくりの推進に向けた仕組みを検討します。



7－4 法改正に伴う制度の活用

近年、公園・緑地に係る関連法令である都市公園法・都市緑地法・生産緑地法が改正されました。

都市公園法の改正は、利用者サービスの向上などの課題に対応するもので、占用対象の拡大、民間事業者による公園施設の公募設置管理制度（Park-PFI）などが盛り込まれました。都市緑地法の改正により緑地の定義に農地が含まれることが明記され、また、行政の財政負担の緩和や公園不足地域の改善などの課題に対応するため、民間主体による公園的な機能を備えた緑地空間の創出などが盛り込まれました。生産緑地法の改正は、都市農地の保全などの課題に対応するもので、期間延長、生産緑地地区内の規制緩和などが盛り込まれました。

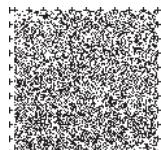
こうした法改正の内容を踏まえ、本市の特性に合わせた制度を活用し施策を推進します。

7－5 都市計画決定区域の変更の検討

都市計画公園・緑地の都市計画決定区域には、地形地物や既存市街地等と整合していない箇所があり、事業化にあたり小規模残地や無接道敷地が発生し、地権者の合意が得られない場合があります。一方で、長期にわたり事業未着手であって宅地化が進んでいても、公園・緑地が不足している地域に立地し、都市計画公園・緑地の整備が求められる場合もあります。

今後は、都市計画区域マスタープラン・市の都市計画マスタープラン等の上位計画での方針、公園・緑地等の配置、当該地域の公園充足状況、当該都市計画公園・緑地の立地・規模に応じて重要となる機能などを勘案し、必要に応じて合理的な都市計画変更を行うとともに、周辺まちづくり等と調整・連携しながら事業化促進に取り組み、整備を進めていきます。

また、都市計画道路等の他の都市施設との重複箇所については、機能の両立を可能とする施設計画を検討し、都市計画決定区域の見直しが必要となった場合は、担保すべき事柄の整理とその代替措置を地区計画その他の都市計画などにより講じた上、事業化の進捗と整合を図りながら都市計画の変更を行うものとします。

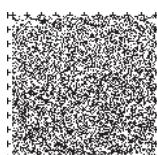


7-6 計画の進行管理

計画の実現にあたっては、指標や施策の実施状況を定期的に把握するとともに、計画の実現性を高めるため、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方を取り入れ、毎年、年次報告書を取りまとめる中で進捗状況を把握し、環境保全審議会の意見や助言を取り入れて、評価・検証を行います。

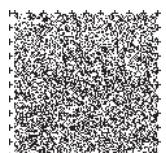
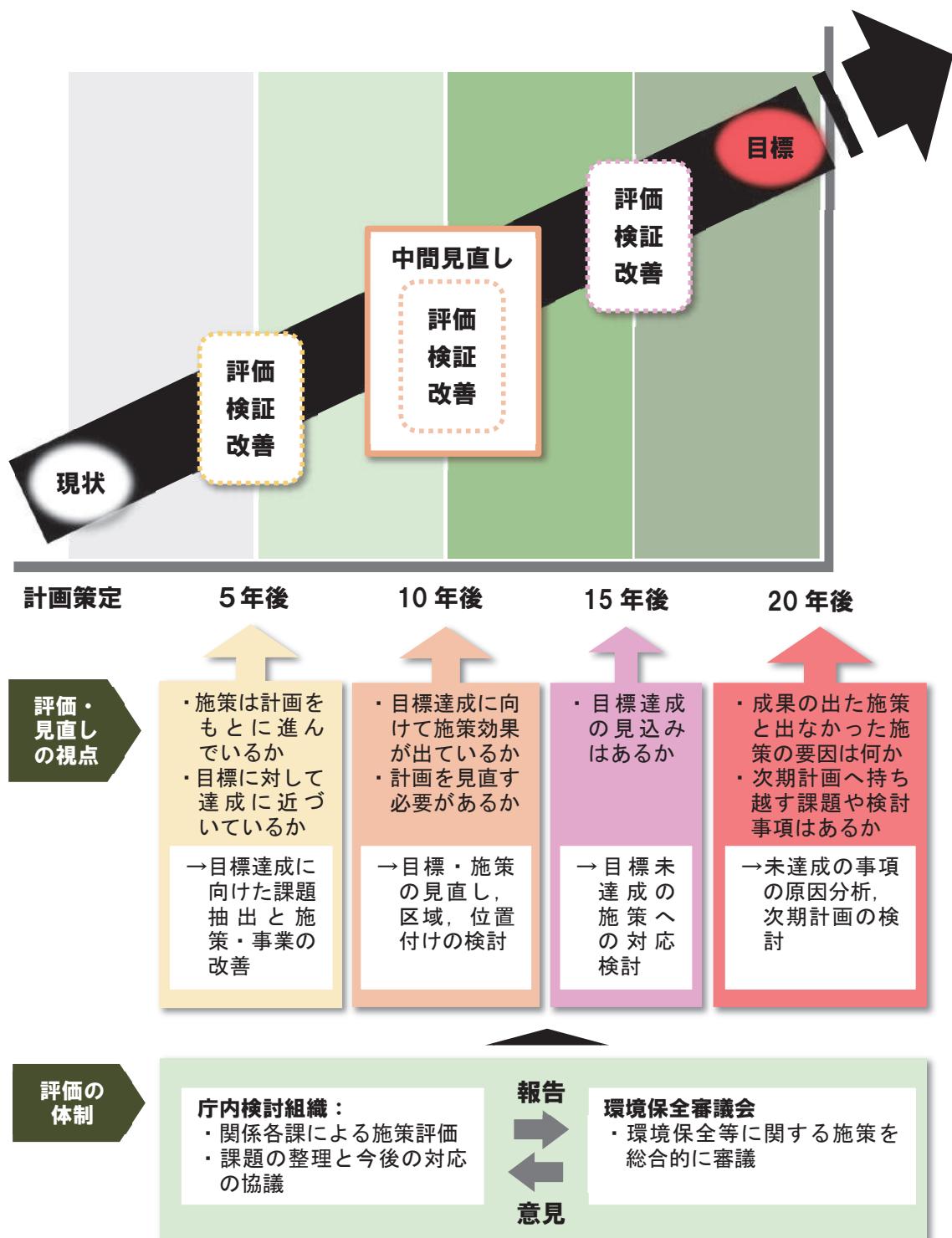
また、市民・市民団体等に意見をいただきながら、年次報告書の継続的な改善につなげて行きます。

■計画の見直しイメージ



■評価見直しの時期と評価の視点

関係各課で構成される府内組織により、概ね5年毎に評価・検証を行い、環境保全審議会や市民・市民団体等の意見を踏まえながら、施策の改善を行います。また概ね10年毎に計画そのものについて見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行います。

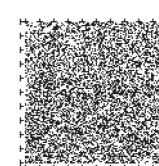
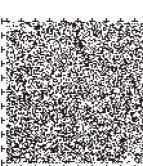


■目標指標

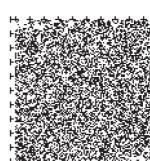
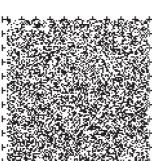
本計画では施策方針ごとに以下の目標指標を設定し、計画の進捗を測っていきます。

施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
1 歩いて行ける範囲内での都市公園等の整備	1-(1) 質の高い公園・緑地の適正配置と利用促進	①公園不足地域への対応 ②地域特性やニーズを踏まえた公園・緑地の整備	公共が保全する緑の面積	令和元(2019)年	149.27ha	令和22(2040)年	163ha	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標を採用した。 令和2(2020)年度における都市計画公園の優先整備区域内の公有地化が全て完了することを目標値とした。
			市域に対する公園誘致圏のカバー率	令和元(2019)年	94.5%	令和22(2040)年	95%	借地公園（仲よし広場22箇所）の返還が生じても、公園誘致圏のカバー率は現状維持することとし、目標値を設定した。
			公園や遊び場に対する満足度	令和元(2019)年	65.2%	令和22(2040)年	70%	調布市民意識調査における調査項目を採用した。 平成30（2018）年度に実施した43項目の調査で、43項目中トップ10に入るため必要な満足度として、70%を目標値として採用した。
	1-(2) 市民参加による公園整備・管理の推進	①公園づくりの構想・計画段階からの市民の参加	公園に関するワークショップの参加者満足度	令和元(2019)年	—	令和22(2040)年	70%	公園づくりに関するワークショップ、意見交換会等に参加した市民にアンケート調査を行い、公園づくりのかかわり方等を含めて「満足している」、「どちらかといえば満足している」市民の割合を目標値として採用した。新たな指標値で基準値はないことから、目標値は70%とした。
		②市民主体で運営する公園のモデル事業の検討						

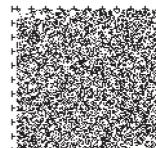
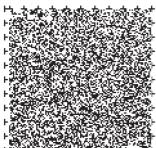
施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
2 緑と公園の質の向上と適正な管理	2-(1)公園・緑地等の計画的な管理	①公園施設の計画的な日常点検、定期点検の実施 ②公園施設の予防保全と事後保全 ③公園・緑地の樹木の適切な維持管理 ④市民や事業者と連携したパークマネジメントの検討	公園施設長寿命化計画に基づき更新した公園施設の割合	令和元(2019)年	2%	令和22(2040)年	100%	調布市公園施設長寿命化計画に基づく公園遊具の更新計画の進捗状況を指標として採用した。 計画とおり更新を進めることを目標値として採用し、100%とした。
		①火炎・延焼の危険性が高い地域におけるオープンスペースとしての緑地の保全 ②土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険個所周辺の緑の保全 ③公園における防災機能の向上 ④農地の防災機能の活用 ⑤緑の防災機能の啓発						
	2-(2) 防災性を高める身近な緑の保全	①火炎・延焼の危険性が高い地域におけるオープンスペースとしての緑地の保全 ②土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険個所周辺の緑の保全 ③公園における防災機能の向上 ④農地の防災機能の活用 ⑤緑の防災機能の啓発	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	令和元(2019)年	5箇所	令和22(2040)年	10箇所	現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から目標値を設定した。（入間町2丁目緑地2箇所、みんなの森、国分寺崖線保存用地、深大寺元町特別緑地保全地区）
2-(3)公園・緑地等の利用の適正化	①公園・緑地の適正な利活用の推進 ②市民主体で運営する公園のモデル事業の検討【再掲】	避難場所や避難路を示す案内板を設置した公園数	令和元(2019)年	0箇所	令和22(2040)年	39箇所	新規事業であり、基準値は0箇所となる。 トイレのある公園（新設候補を含む）の数を目標値とした。	



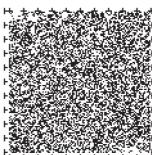
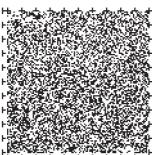
施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
3 市を象徴する多様な水と緑の保全と活用	3-(1) 民有地の緑化促進	①開発事業指導要綱による緑化の推進 ②地区計画による緑化の推進 ③調布市景観計画等による緑化の推進 ④保全地区の維持 ⑤地域性緑地制度の活用の検討	調布には優れた景観があると思う市民の割合	令和元(2019)年	85.1%	令和22(2040)年	90%	調布市基本計画での「良好な市街地の形成」施策における「まちづくり指標」を採用した。令和4年度の目標値90%を継続するという考え方で、目標値を設定した。
			みどり率	令和元(2019)年	34.1%	令和22(2040)年	34.1%	緑の量の基準となる値であり、指標として採用した。みどり率は継続的に減少しており、緑の減少傾向を緩和するという考え方もあるが、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」において「緑の総量は減らさない」としており、目標値としては現状維持とした。
	3-(2) 崖線・樹林地・湧水などの保全と活用	①雨水浸透施設等の整備 ②崖線樹林地保全管理計画の策定や見直し ③景観形成ガイドライン（緑の景観づくり国分寺崖線）の推進 ④教育・文化資源としての崖線の活用	市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数【再掲】	令和元(2019)年	5箇所	令和22(2040)年	10箇所	現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から目標値を設定した。（入間町2丁目緑地2箇所、みんなの森、国分寺崖線保存用地、深大寺元町特別緑地保全地区）
			浸透施設等の設置による雨水の浸透能力	令和元(2019)年	102,666 m³/h	令和22(2040)年	218,300 m³/h	東京都豪雨対策基本方針の目標対策量（浸透量として10mm/h相当）から目標値を設定した。
			湧水の箇所数	平成30(2018)年	29箇所（豊水期）	令和22(2040)年	29箇所（豊水期）	おおむね1回/3年の頻度で湧水調査を実施している。平成30(2018)年度の調査では、豊水期29箇所、渴水期22箇所。平成26(2014)年度の調査では、豊水期27箇所、渴水期27箇所。目標値は平成30(2018)年度を維持するものとし、豊水期29箇所を設定。
	3-(3) 歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用	①歴史・文化資源と一緒にとなった緑の保全と活用 ②天然記念物等の指定による社寺林の保全	調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	令和元(2019)年	85.1%	令和22(2040)年	90%	調布市基本計画での「良好な市街地の形成」施策における「まちづくり指標」を採用した。 令和4(2022)年度の目標値90%を継続するという考え方で、目標値を設定した。
	3-(4) 川辺の保全と活用	①良質な河川環境の保全・活用	調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	令和元(2019)年	85.1%	令和22(2040)年	90%	調布市基本計画での「良好な市街地の形成」施策における「まちづくり指標」を採用した。 令和4(2022)年度の目標値90%を継続するという考え方で、目標値を設定した。
	3-(5) 都市農地の保全と多面的な活用	①営農継続への支援・検討 ②生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定促進 ③市民農園・農業体験ファームの充実 ④農の風景育成地区の取組の推進 ⑤食育の推進 ⑥農の里計画の推進 ⑦都市農地の保全	みどり率【再掲】	令和元(2019)年	34.1%	令和22(2040)年	34.1%	緑の量の基準となる値であり、指標として採用した。みどり率は継続的に減少しており、緑の減少傾向を緩和するという考え方もあるが、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」において「緑の総量は減らさない」としており、目標値としては現状維持とした。



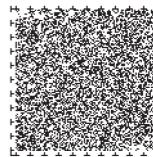
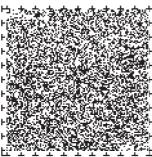
施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
4 身近な緑の創出と保全	4-(1) 公共施設の緑化推進	①公園の緑や街路樹の整備・保全 ②公共施設における壁面緑化の推進	公共が保全する緑の面積【再開】	令和元(2019)年	149.27ha	令和22(2040)年	163ha	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標を採用した。 令和2(2020)年度における都市計画公園の優先整備区域内の公有地化が全て完了することを目標値とした。
	4-(2) 市街地・住宅地の緑化による街並み形成	①市民に活用しやすい緑化の補助等の制度の周知・活用推進 ②保存樹木・保存生垣による維持管理の支援 ③民間施設における敷地内や屋上・壁面緑化の推進 ④景観形成重点地区・景観形成推進地区における緑の街並みの形成	調布には優れた景観があると思う市民の割合【再掲】	令和元(2019)年	85.1%	令和22(2040)年	90%	調布市基本計画での「良好な市街地の形成」施策における「まちづくり指標」を採用した。 令和4(2022)年度の目標値90%を継続するという考え方で、目標値を設定した。
	4-(3) 身近な樹木・植栽の保全	①保存樹木・保存生垣の指定による維持管理の支援【再掲】 ②景観重要樹木の指定 ③屋敷林の維持管理の支援	保存樹木の総本数	令和元(2019)年	3,353本	令和22(2040)年	3,353本	一定の要件を満たす樹木を申請に基づき保存樹木として指定。 令和元年度の保存樹木本数が3,353本であり、この本数を減らさないことを目標値とした。 平成29(2017)年:3,776本 平成30(2018)年:3,444本 令和元(2019)年:3,353本 (枯れ、土地利用変化等による)



施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
5 生物多様性に配慮した水と緑のまちづくり	5-(1)水と緑のネットワークの形成	①市の緑の骨格となる崖線の保全 ②鉄道敷地の緑道整備 ③駅周辺の花と緑のあふれる空間づくり ④都市計画道路における街路樹の整備と維持管理 ⑤河川・用水路の緑化 ⑥回遊性を高めるまちづくり	花いっぱい運動事業活動面積	令和元 (2019) 年	2,335 m ²	令和 22 (2040) 年	5,000 m ²	花いっぱい運動の実施面積を指標値として採用。老齢化等により活動団体は減少傾向にあるが、花と緑の空間づくりを取組として掲げており、活動面積の倍増を目標値として設定した。
			市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数【再掲】	令和元 (2019) 年	5箇所	令和 22 (2040) 年	10箇所	現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から目標値を設定した。（入間町2丁目緑地2箇所、みんなの森、国分寺崖線保存用地、深大寺元町特別緑地保全地区）
			公共が保全する緑の面積【再掲】	令和元 (2019) 年	149.27ha	令和 22 (2040) 年	163ha	調布市基本計画での「水と緑による快適空間づくり」施策におけるまちづくり指標を採用した。 令和2(2020)年度における都市計画公園の優先整備区域内の公有地化が全て完了することを目標値とした。
	5-(2)生態系の保全と再生	①生き物の生息空間の保全・創出 ②継続的な生態系の観測調査	自然環境調査の実施回数	令和元 (2019) 年	23回	令和 22 (2040) 年	156回	自然環境調査は、概ね3年に1回開催している湧水調査、自然環境調査を兼ねて行う環境モニター活動、水生生物調査の実施回数。目標値は、令和元（2019）年の実績値23回に加え、（自然環境調査5回+水生生物調査1回）×21年+湧水調査7回として設定した。
	5-(3)緑資源を生かした循環型社会の形成	①緑資源の再利用の推進 ②環境学習の推進 ③食育の推進【再掲】	自然体験学習の参加者人数	令和元 (2019) 年	5,032 人	令和 22 (2040) 年	19,000 人	こどもエコクラブ、水辺の楽校、雑木林ボランティア講座、神代農場公開講座、多摩川自然情報館月別イベントの合計を計上。 目標値は、5032+660人/年×21年=18,892÷19,000人として設定した。



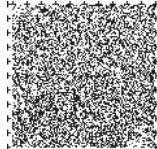
施策方針	施策	取組	指標	基準年度	基準値	目標年度	目標値	目標指標と目標値の設定理由
6 協働による緑のまちづくりの推進	6-(1)市民・事業者・行政の協働による緑化活動の推進	①緑化技術に関する公開講座の開催 ②緑化保全活動への支援 ③アダプト制度の検討 ④市民・団体・行政間の情報共有・意見交換の機会の創出 ⑤市民の緑化活動を総合的にサポートする仕組みの検討	公遊園等清掃協力団体数	令和元 (2019) 年	20 団体	令和 22 (2040) 年	40 団体	「調布市公遊園等清掃協力者謝礼金交付要領」により実施。緑化活動への支援やアダプト制度等の新たな仕組みの活用により、協力団体数を倍増することを目標値として設定した。 平成 29 (2017) 年 : 21 団体 平成 30 (2018) 年 : 22 団体 令和元 (2019) 年 : 20 団体
			市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数【再掲】	令和元 (2019) 年	5 箇所	令和 22 (2040) 年	10 箇所	現在、市が管理している崖線の中で、市民との協働で管理を行うことが可能な崖線の数から目標値を設定した。(入間町2丁目緑地2箇所、みんなの森、国分寺崖線保存用地、深大寺元町特別緑地保全地区)
			緑化活動参加者の割合	令和元 (2019) 年	50.6%	令和 22 (2040) 年	60%	令和元年に実施した調布市の緑に関する市民アンケート調査において「緑を守り育てていくために、現在参加している活動」に参加している人の割合 50.6%を基準値とした。 施策の実施により 10%の増加を目標とする。 (237,506 人×0.1=23,700 人の緑化活動参加者を増やす)
	6-(2)水と緑をそだてる意識づくり	①市民が一体感を感じる緑化イベントの開催 ②環境学習の推進【再掲】 ③食育の推進【再掲】	緑化活動参加者の割合【再掲】	令和元 (2019) 年	50.6%	令和 22 (2040) 年	60%	令和元年に実施した調布市の緑に関する市民アンケート調査において「緑を守り育てていくために、現在参加している活動」に参加している人の割合 50.6%を基準値とした。 施策の実施により 10%の増加を目標とする。 (237,506 人×0.1=23,700 人の緑化活動参加者を増やす)
			緑に関する満足度	令和元 (2019) 年	69.3%	令和 22 (2040) 年	80%	令和元年に実施した調布市の緑に関する市民アンケート調査において「調布市の緑についてどう思いますか」に対し、大変満足、どちらかというと満足の割合 69.3%を基準値とした。 施策の実施により 10%の増加を目標とする。



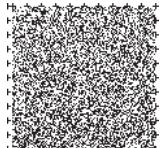
参考資料

用語解説

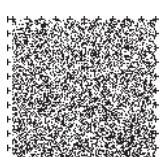
用語	意味
あ アダプト制度	アダプトは「里親」と訳されます。市民が、道路、公園・緑地等、公共施設などの里親となり、土地管理者との契約に基づき、維持管理や活用を行っていく仕組みです。
う 雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させ河川や下水道本管への流出を極力抑制することを目的に、公共施設・民間建築物・戸建住宅等に設置される施設です。浸透樹や浸透トレーンチ等があります。
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯めて下水道・河川への雨水流出を抑制する施設です。公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。
え 援農ボランティア	農業者の高齢化など担い手不足に対応するために、住民が営利を目的とせず、農作業の応援を行うことです。
お オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称です。
屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化をすることです。ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー効果、二酸化炭素の吸着、緑の創出などの効果があります。
か 崖線	河川が多大な時間をかけて流れを変えていく過程で台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なりです。市内には、国分寺崖線と布田崖線、仙川崖線があります。
崖線樹林地	連続した樹林であること、自然性の高い樹林で構成されていること、斜面の樹林であることの条件を満たす樹林地です。
開発事業指導要綱	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年）の規定により、開発事業者が遵守すべき事項について定めたものです。



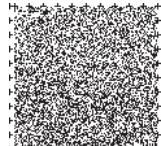
用語	意味
か 環境保全審議会	調布市環境基本条例（平成 7 年）に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため設置される委員会です。
き 協働	複数の主体が、共通の目標、目的に向けて力を合わせ活動することです。
極端現象	極端な高温/低温や強い雨など、特定の指標を越える現象のことを指します。具体的には、日最高気温が 35°C 以上の日（猛暑日）や 1 時間降水量が 50mm 以上の強い雨などです。
< グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方のことです。
け 景観形成重点地区	景観形成を重点的に推進する地区として、景観法に基づく景観計画である調布市景観計画で定めた地区のことです。調布市では、深大寺通り周辺景観形成重点地区及び国分寺崖線景観形成重点地区を定めており、一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合の届出を義務付けています。
景観形成推進地区	河川や道路のような線的に連続する地域や、駅や農地など面的な広がりのある地域などで、一定の景観特性を有し、景観の形成を一層推進していく必要のある地区を定めたものです。調布市では「水」「道」「駅」「農」「緑」の 5 種類の景観形成推進地区が定められています。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するために定める協定として、特定行政庁が認可したものです。土地所有者等の全員合意で協定の対象となるべき区域や有効期限、区域内の建築物の位置・構造・用途等に関して締結することができます。



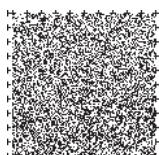
用語	意味
さ 在来種	動植物の品種のうち、ある地域の風土に適し、その地域で古来から生育・生息しているものです。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。農林業などに伴う様々な人間のはたらきかけを通じて、環境が形成・維持されてきました。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域として位置付けられます。 なお、市では、「調布市佐須農の家条例」第2条において、市内の雑木林、屋敷林、水田、畑、樹林地、農業用水等で形成する景観を「里山等」と定義付けています。
し 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域です。
指定管理者制度	市が設置する公の施設の管理を、市が指定した民間事業者などに任せ、民間事業者のノウハウを生かしながら、施設利用者へのサービスの向上や、運営経費削減などを図る仕組みのことです。
市民農園	市民がレクリエーション活動として野菜などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し一定区間貸し付ける農園のことです。
市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。
社会资本整備総合交付金	平成22年度に創設された国土交通省の交付金で、地方公共団体が作成した「社会资本総合整備計画」に基づき国費を配分する仕組みです。地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金です。
人工被覆面	アスファルトやコンクリート等の人工造成物により覆われた地表面のことです。
親水	水に触れたり感じたりすることで、水に対する親しみを深めることです。



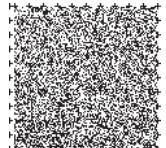
用語	意味
せ 生産緑地	生産緑地法により指定された農地。市街化区域内において、公害・災害の防止や農林漁業との調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を指定し、計画的に保全します。
生態系ネットワーク	生物多様性を保全して行くため、様々な動植物の生育・生息地を保全、復元、創造するだけではなく、生態的な観点からそれらを広域的につなげて行くことです。
生物多様性	自然生態系を構成する様々な生物について、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの各段階において、たくさんの生物種が存在する状態を表わした概念です。平成20年6月には「生物多様性基本法」が策定されました。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。
ち 地域制緑地制度	地域制緑地は、都市計画法第8条第1項第7号、第12号及び第14号に掲げる地域地区として計画され、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区などがあります。
地下水涵養	地表の水（降水や河川水）を土中に蓄える機能です。
地区計画	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」のことです。
て 田園住居地域	平成30年に創設された住居系用途地域の一類型です。住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図ります。



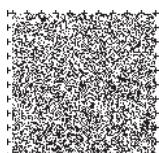
用語	意味
特別縁地保全地 と 区制度	特別縁地保全地区とは、都市計画法における地域地区で、都市における良好な自然的環境となる縁地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。 土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、市長に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。
特定外来生物	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき指定される海外起源の外来種です。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。飼育、栽培、保管及び運搬、輸入などの扱いが禁止されています。
特定生産縁地	申出基準日が近く到来することとなる生産縁地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産縁地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を 10 年延期する制度です。平成 30 年より施行されました。
都市計画区域	都市計画法によって、都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域です。無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは市街化区域及び市街化調整区域に区分し、さらに市街化を誘導する市街化区域では、用途地域を始めとする地域地区によって土地利用の内容が制限されます。地域地区には、用途地域のほかに、地域の特色に合わせて定められる特別用途地区、高度地区、風致地区などの補助的地域地区があります。
都市計画道路	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条の都市施設として都市計画決定された道路をいいます。
都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用、都市整備構想、計画など都市づくりに関わる長期的な指針を示す計画です。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または縁地のことです。



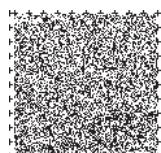
用語	意味
と 都市づくりのグ ランドデザイン	平成 29 (2017) 年に東京都が策定した、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したものです。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組を示しています。
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じた法律です。農地法による契約の自動的更新制度の適用を除外し、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができること等を可能にしています。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律です。緑の基本計画の根拠法です。
土地区画整理事 業	狭あい道路の解消や無秩序な乱開発の防止などまちづくりに関する課題を解決するため、道路・公園等の公共施設や上下水道・ガスなどを整備し、土地の区画の改善なども含めて総合的に行う事業をいいます。一般には、「区画整理」ともいわれています。新たに必要な公共施設や事業資金を生み出すために、土地所有者等からその所有地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供(減歩)していただき、これを道路・公園等の公共施設用地や保留地に充てます。保留地は売却され、事業費として使用されます。
に 2022 年問題	生産緑地地区に指定された農地は、30 年を経過すると市町村に買取り申出ができるようになり、2022 年には生産緑地地区に指定されている農地の 8 割が 30 年を迎えることから、行政事務の負担の増加や、自治体に買い取られなかった分の農地が市場に出回り、緑の減少や宅地の供給過多が懸念される問題です。
の 農業体験ファ ーム	市民が農家の指導のもと、農業体験の場の提供を受け、農業に対する理解を深めるとともに、農地(生産緑地)の保全・活用の支援(施設整備費、管理運営費の補助)等を行います。



用語	意味
の 農の風景育成地 区	都市の貴重な農地を保全し農のある風景を維持していくために東京都が創設した制度です。調布市では令和2年に深大寺・佐須地域を指定しました。
は Park-PFI パークマネジメント	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法のことです。 従来の行政主導の事業手法から転換し、住民・NPO・企業と連携しながら住民の視点にたって、公園を整備、管理していくことです。
ひ ヒートアイランド現象	都市部の気温が周辺の郊外部より気温が高くなる現象です。緑地が少ないとや、自動車や空調設備などの人工排熱など、様々な要因があります。
PPP・PFI	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼びます。PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPP の代表的な手法の一つで公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のことです。
ほ 保全地区	調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき、貴重な樹林や大木を後世に残すために、面積が300平方メートル以上であり、市長が特に必要と認めるエリアを指定したものです。
み みどり率	緑が地表を覆う部分に、公園区域・水面を加えた面積が地域全体に占める割合のことです。これに対して、単に緑が地表を覆う部分が占める割合を緑被率といいます。
や 屋敷林	防風、防火などの目的で設置された、屋敷の周りを囲む林を指します。

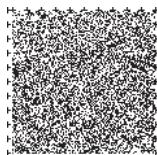


用語	意味
ゆ 溝水	地下水が地表に自然に出てきたものです。河川の源流となることもあります。
優先整備路線	東京都と調布市を含む多摩の 28 市町によって、平成 28 年 3 月に定めた「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、平成 28 年度から令和 7 年度の間に優先的に整備すべき路線として定められた都市計画道路を指します。
誘致圏	公共施設利用者が施設を利用するときに、無理なく利用できる圏域のことです。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。
よ 用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、土地利用の混在を防止する目的として、住居、商業、工業などの目指すべき土地利用の方向に応じて、12種類に区分し指定された地域です。
ら ライフサイクルコスト	製品や構造物（建物や橋・道路など）のライフサイクル（企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまで）に要する総費用のことです。
裸地	植物に覆われていない、礫や土砂が露出している土地のことです。
り 緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
緑地協定制度	都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものです。
緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹幹など緑で地上が覆われた面積が占める割合をいいます。水面や広場は含まれない純粋な植物の緑を対象としています。一般的には航空写真や衛星等により地上を撮影し、割合を測定します。

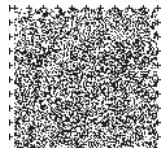


策定の経緯

日時	会議等	内容
令和元年 8月20日	令和元年度第2回調布市 環境保全審議会	・調布市緑の基本計画の策定業務について
9月10日	航空写真撮影	・緑被地の確認
10月5日 ～ 10月20日	市民アンケートおよび中 学生アンケートの実施	・市内の緑や公園、農地などについて
11月16日	小中学生向けのワークシ ョップ	・国分寺崖線と周辺の農地・緑について学習す るフィールドワーク ・緑の活用方法を考えるワーキング
12月25日	第1回調布市緑の基本計 画策定委員会	・緑の基本計画について ・次期計画策定について ・現行計画について ・緑の現況等について ・策定のポイントについて
令和2年 1月10日	第1回調布市緑の基本計 画改定推進連絡会	・現況と課題について ・第1回調布市緑の基本計画策定委員会におけ るご意見に対する対応について
2月3日	第2回調布市緑の基本計 画策定委員会	・第1回調布市緑の基本計画策定委員会におけ るご意見に対する対応について ・当委員会から緑の基本計画策定推進連絡会へ の付託に対する報告について ・調布市緑の基本計画骨子(案)について
2月6日	第2回調布市緑の基本計 画改定推進連絡会	・第2回調布市緑の基本計画策定委員会におけ るご意見に対する対応について ・調布市緑の基本計画骨子(案)について
2月12日	令和元年度第3回調布市 環境保全審議会	・調布市緑の基本計画策定の検討状況について
7月12日	市民ワークショップ	・将来像について ・将来像の実現方策について
8月4日	第3回調布市緑の基本計 画策定委員会	・調布市緑の基本計画(検討資料)について ・ワークショップの結果について ・調布市緑の基本計画(たたき台)について
8月14日	令和2年度第1回調布市 都市計画審議会	・緑の基本計画の策定について(中間報告)



日時	会議等	内容
8月24日	令和2年度第1回調布市環境保全審議会	・調布市緑の基本計画の策定に向けた検討状況について
10月20日	第4回調布市緑の基本計画策定委員会	・緑の将来像から施策方針までの見直しについて ・都内自治体の補助制度について ・施策・地域別計画について
11月4日	第3回調布市緑の基本計画改定推進連絡会	・たたき台について ・第4回調布市緑の基本計画策定委員会でいただいた意見及び対応について ・事業について
11月11日	令和2年度第2回調布市都市計画審議会	・緑の基本計画の策定について（中間報告）
11月24日	第5回調布市緑の基本計画策定委員会	・第4回調布市緑の基本計画策定委員会でいただいた意見及び対応一覧等について ・調布市緑の基本計画 素案(案)について
12月2日～ 12月28日	「調布市緑の基本計画」策定に係る東京都協議（事前）	・調布市緑の基本計画の素案について
12月21日	令和2年度第2回調布市環境保全審議会	・調布市緑の基本計画の素案について
令和3年 1月20日 ～ 2月18日	パブリック・コメント	・調布市緑の基本計画（素案）について
2月22日	令和2年度第3回調布市環境保全審議会	・調布市緑の基本計画の策定について
3月1日～ 3月22日	「調布市緑の基本計画」策定に係る東京都協議	・調布市緑の基本計画（素案）について
3月22日	第6回調布市緑の基本計画策定委員会	・パブリック・コメント実施結果の報告 ・調布市緑の基本計画（案）について
3月31日		策定



調布市緑の基本計画策定委員会要綱

令和元年10月1日要綱第41号

調布市緑の基本計画策定委員会要綱

第1 設置

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定により調布市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、調布市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 緑の基本計画の全般にわたる検討及び策定に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定に向けた調査及び研究並びに関係機関との調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緑の基本計画の策定に必要な事項に関すること。

第3 組織

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 市民 2人以内
- (3) 関係団体の推薦する者 2人以内
- (4) 環境部長

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から緑の基本計画の策定の日までとする。

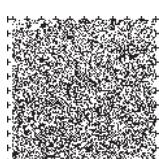
第5 委員長及び副委員長

委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、委員長が招集する。



第7 意見の聴取

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第8 緑の基本計画策定推進連絡会

委員会の所掌事項を円滑に遂行するため、委員会に緑の基本計画策定推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会は、調布市の職員のうち、別表に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。
- 3 連絡会は、委員長から付託された事項について調査検討し、委員長に報告する。
- 4 連絡会に会長を置き、環境部次長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。
- 6 連絡会は、会長が招集する。
- 7 会長は、連絡会の運営上必要があると認めたときは、会員以外の者を連絡会に出席させ、その意見を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

委員会の庶務は、環境部緑と公園課において処理する。

第10 雜則

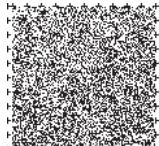
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、緑の基本計画の策定の日をもって廃止する。

別表

- (1) 環境部次長
- (2) 行政経営部政策企画課長
- (3) 行政経営部財政課長
- (4) 総務部総合防災安全課長
- (5) 生活文化スポーツ部農政課長
- (6) 環境部環境政策課長
- (7) 環境部緑と公園課長
- (8) 都市整備部都市計画課長
- (9) 都市整備部街づくり事業課長
- (10) 都市整備部道路管理課長
- (11) 教育部教育総務課施設担当課長



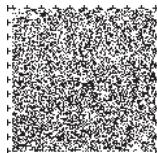
調布市緑の基本計画策定委員会委員名簿

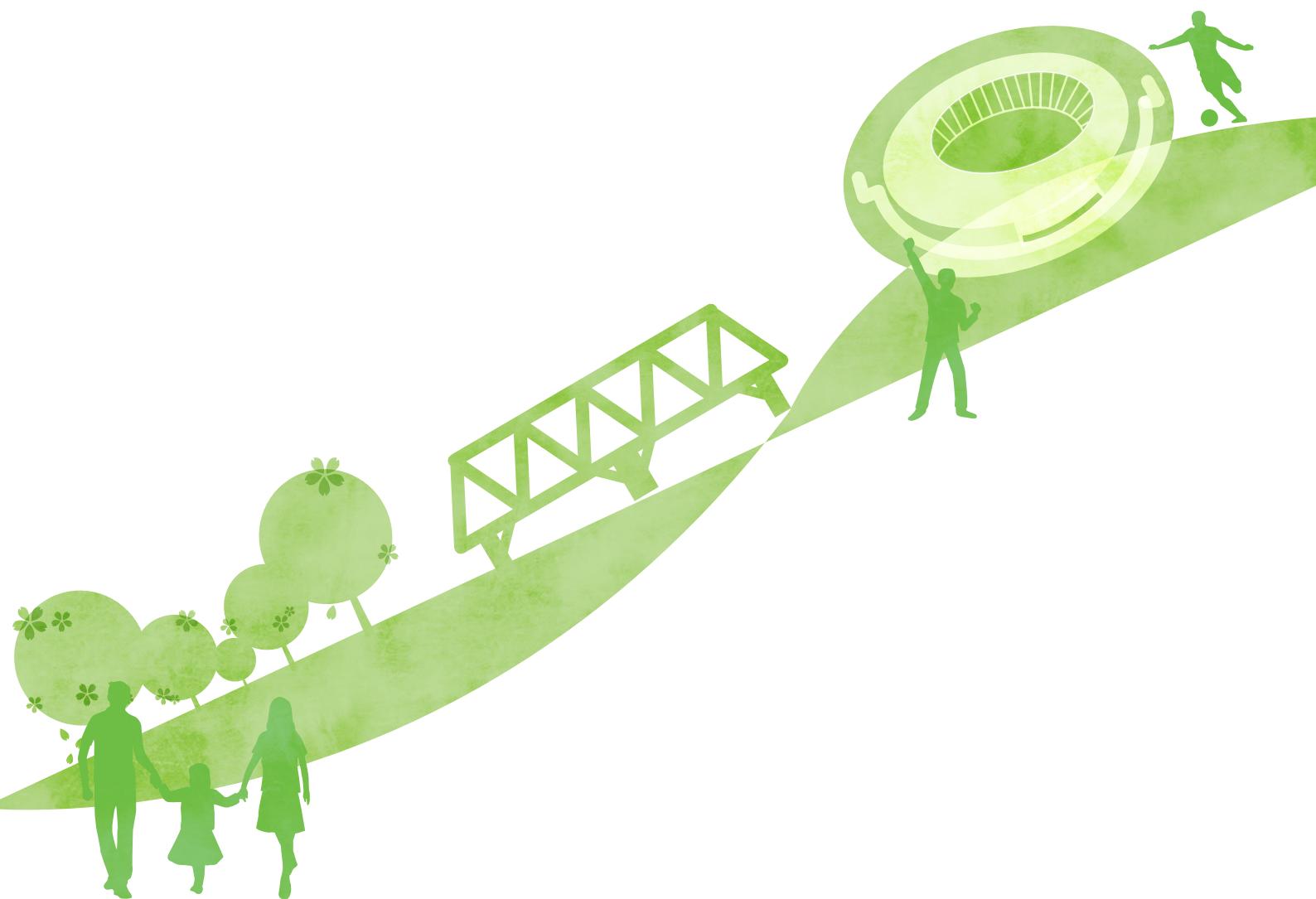
	区分	氏名（敬称略）	所 属
1	学識経験者	きくち としお ◎菊地 俊夫	東京都立大学都市環境科学研究科教授
2	学識経験者	さなだ じゅんこ ○真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院 土木・環境工学系准教授
3	学識経験者	むらやま あきと 村山 順人	東京大学大学院工学系研究科准教授
4	市民	こじま ひでき 児島 秀樹	公募市民
5	市民	たにむら ともこ 谷村 伴子	公募市民
6	関係団体	あべ たかね 安部 宝根	ちょうぶん環境市民会議代表 入間・樹林の会代表
7	関係団体	おの かずひろ 小野 一弘	調布市農業委員会副会長
8	環境部長	いわもと ひろき 岩本 宏樹	環境部長

※◎委員長、○副委員長

※区分ごとに50音順

※区分は、「調布市緑の基本計画策定委員会要綱」第3に基づく





調布市緑の基本計画

<刊行物番号>2020-236

発行：令和3年3月 調布市環境部緑と公園課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL: 042-481-7081~3

FAX: 042-481-7550

E-mail : midori@w2.city.chofu.tokyo.jp